

平成 28 年 12 月 5 日  
総務省統計局

## 家計調査第 2 回の部会の宿題事項への回答

### 1 調査員の資質向上について

#### 調査員の資質向上について

- ① 第 2 回の部会で配布された「資料 2」の 3 頁の②に、高齢者への記入支援内容の例が示されているが、調査員が「記入補助・代行」した場合には、共有できるデータとして記録が残されているのか。
- ② 現行において、調査員に対して、こういった場を用いて資質向上が図られているか。その際には、調査対象者への接触や記入指導について、どのような情報が提供されているか。
- ③ 調査員の高齢化は標本調査においては特に、調査横断的に深刻な課題である。特に、調査員のもつ役割が大きい家計調査にあっては、後進育成にあたっての具体的な試みはなされているのか。あるいは、その予定はあるのか。

#### <①回答>

調査員が行う「記入補助・代行」は、調査員活動の中で正確な回答を得るために実地の状況に応じて判断して行われる対応の一つであり、それら対応の内容及び記入補助・代行の定量的程度を逐次記録することは、現在、調査員の業務として義務付けていない。こうした調査現場における対応例や課題は、調査員と指導員・都道府県及び国との連絡体制、研修会、打合せ会の場を通じて情報や認識の共有を行っている。

#### <②回答>

##### 【 統計局 ⇒ 都道府県 】

統計局では、毎年、都道府県の家計調査担当者を参集して「実務研修会」及び「地方別事務打合せ会(※)」を開催している。

実務研修会（例年 6 月に実施）では、家計調査の基本的な知識や実務を理解してもらうことを目的としており、「調査実施上の留意点」や「調査票審査の要点」などについて説明を行っている。

また、地方別事務打合せ会（例年 9、10 月に実施）では、毎年テーマを設定した上で意見交換会を行っており、この会議で出された意見のうち、共有することが望ましい内容については、全都道府県に対して統計局から情報提供を行っている。

##### 【 都道府県 ⇒ 調査員 】

これらを受けて都道府県では、調査員を参集して「調査員合同指導会」を開催しており、各会議で使用した会議資料に基づき、都道府県の家計調査担当者が調査員に対して具体的な説明や指導を行うとともに、調査員が一同に会する場でもあることから、調査員同士での情報共有も図られている。

なお、都道府県では、調査員合同指導会とは別に毎月 2 回（1 期、2 期）、調査員から家計簿を受領し記入内容の審査を行っており、その場で気づいた点があれば調査員への伝達も行っている。

また、調査員合同指導会に当たっては、都道府県からの要望に応じて統計局からも参加し、調査結果の利用について等の講演を行っている（平成 27 年度は 8 件、平成 28 年度 13 件に参加予定）。

(※) 地方別事務打合せ会とは、全国を 6 ブロックに分けて、ブロックごとに開催する会議である。

### <③回答>

家計調査の調査員の年齢構成比を見ると 60 歳以上の方が、全調査員の 6 割以上を占めており、10 年以上の経験年数を有している者が半数近くいる。

家計調査では他の統計調査と比べても調査事務が複雑であることから、ベテランの調査員が少なくなっていくことは、調査を継続していく上で大きな問題となる。

また、地方別事務打合せ会でも、意見交換におけるテーマとして取り上げられるケースが多く、都道府県における関心も非常に高いものとなっている。

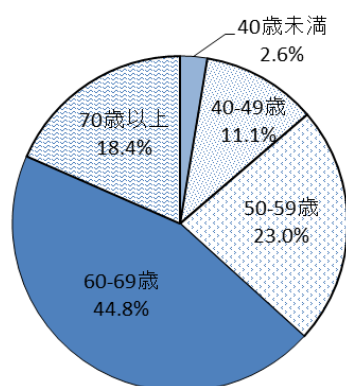
後進育成にあたっては、合同指導会でベテラン調査員の持つノウハウを話してもらい、情報の共有化を図ることでスキルを継承していくことや高齢者に限らず、調査員が辞める際は、新たな調査員に対して、ノウハウをできる限り継承できるように一緒に担当している単位区を巡回し、今後の予定、世帯への注意事項、今までの工夫事項等について引継ぎを行っている都道府県も多い。

さらに、指導員が新たな調査員に対して調査に関する説明の機会を複数回設けるなど、新しく任命された調査員へは、できる限り丁寧にフォローアップを行っている。

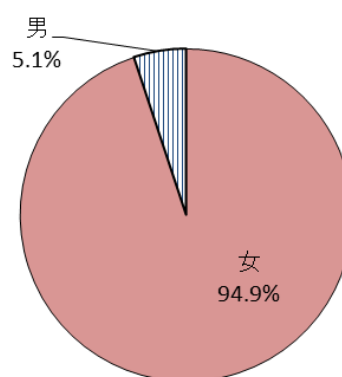
なお、平成 27 年度においては、調査員全体の約 7% (53 名) が交替しており、平均年齢をみると、辞職した調査員は 63 歳、新任の調査員は 52 歳となっている。

調査員の属性別構成比 (平成 28 年 11 月 1 日現在)

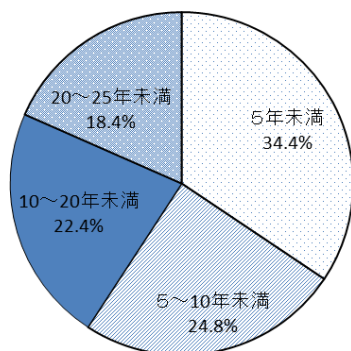
(1) 年齢階級別で見た場合



(2) 男女別で見た場合



(3) 経験年数別で見た場合



## 2 集計・情報提供について

(1) 5頁の参考2で示された試算に対して、有業人員の変数が加わることで、2015年8月における公表値との差が「0.7」から「-1.5」になったという認識がなされているように見受けられた。その認識が正しいのであれば、変数が一つ加わることで、公表値との差がプラスからマイナスに変わる理由を説明してほしい。その認識が誤っているのであれば、再度、5頁と6頁の違い（用いる変数の違いでプラスマイナスの結果が逆になるものなのか）について説明してほしい。

### <回答>

提示させていただいたグラフは前年同月比(実質)であるため、公表値とのポイント差については、当月(2015年8月)における公表値との金額差だけではなく前年同月(2014年8月)における公表値との(符号を含む)金額差にも依存する。

年齢階級を用いた参考値では、消費支出の金額差が対前年同月ではマイナス、当月はプラスに変化したため実質増減率は公表値より高く、有業人員を用いた試算ではプラス幅が縮小したため、実質増減率は公表値より低くなった。

補正方法	消費支出の公表値との差		
	2014年8月	2015年8月	
	金額(円)	金額(円)	対前年実質増減率
5頁 参考値：年齢階級(公表値の加重平均)	-163円	+1,683円	+0.7ポイント
6頁 試算：地方×有業人員(特別集計)	+6,238円	+2,053円	-1.5ポイント

6頁の「地方×有業人員」別世帯分布を用いた試算値で公表値との差が1.5ポイントと大きかった2015年8月については、当月に比べ前年同月の2014年8月の金額差(特に自動車購入を含む「交通・通信」)が大きかったことによる。この2014年8月の消費支出の金額差が大きかった理由については、①及び②による。

- ① 一般的に、有業人員補正においては、有業人員が少ない(「0人」及び「1人」)の区分の世帯の乗率が小さく、逆に有業人員が多い(「2人」、「3人」及び「4人以上」)の区分の世帯の乗率が大きくなるが、2014年8月の場合は特に「2人」と「3人」の区分の世帯の乗率が他の月に比べて大きかった。
- ② 有業人員が「2人」、「3人」の区分の消費支出は全体の平均値よりも相対的に高いため、年齢階級による補正との違いが生じた。

### (備考)

資料2の5頁の参考値は、家計調査(二人以上の世帯)の公表値[世帯人員による補正後]である年齢階級別消費支出の結果を、労働力調査の世帯分布をウェイトとして加重平均することにより算出したものである。

一方、6頁の試算値は、特別集計により、家計調査及び労働力調査の個票データを用いて地方×有業人員別の世帯分布を用いて集計用乗率を補正することにより算出したものである。

すなわち、両者はそれぞれ算出過程が異なっており、5頁の参考値と同じ方法で6頁の試算値を求めてはいない。

図1 消費支出（金額）の推移

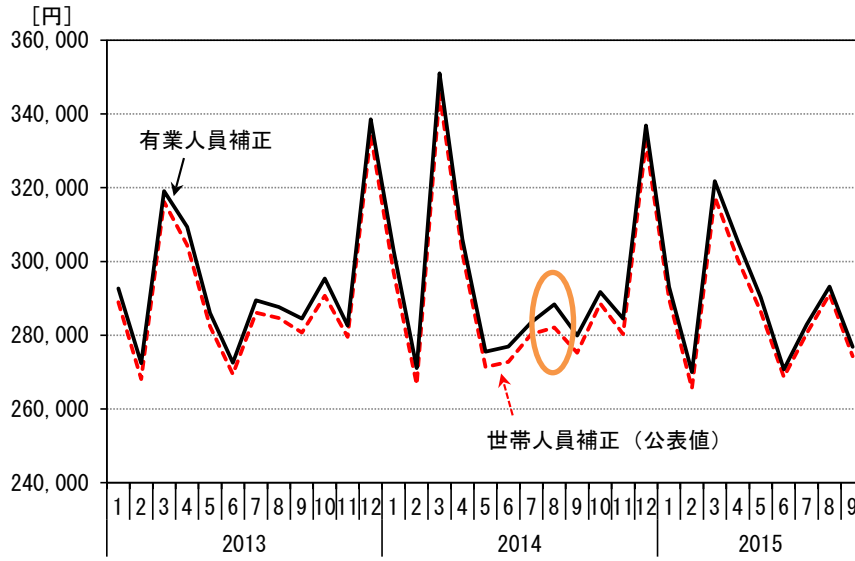
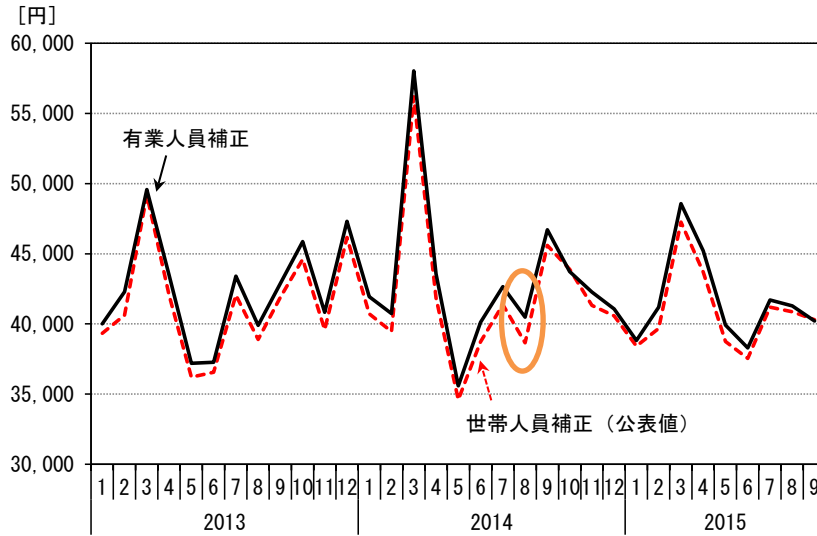


図2 交通・通信（金額）の推移



(2) サンプルサイズを拡大することが困難な状況にあつて、標準誤差を改善する方策として、具体的にどのようなことが考えられるか。

<回答>

ご指摘のとおり、サンプルサイズを拡大することは困難な状況にあり、標準誤差を改善するための具体的な方策としては、推計方法の見直し（補正方法の変更）により算出される消費支出の分散を小さくする方法が考えられる。

表 消費支出における補正方法別標準誤差率（試算値）

年月	[%]		
	有業人員補正	年齢階級補正	世帯人員補正
2014年1月	1.9	1.5	1.5
2月	2.6	2.2	2.3
3月	2.4	2.3	2.2
4月	2.4	2.2	2.3
5月	1.4	1.1	1.2
6月	1.6	1.6	1.6
7月	1.7	1.5	1.5
8月	1.2	1.0	1.1
9月	2.3	2.1	2.2
10月	1.4	1.3	1.4
11月	1.5	1.4	1.3
12月	1.2	1.3	1.2

出典：総務省統計研修所（2016）「統計研究彙報」第73号 87頁、129頁より加工

<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/2-2-73.htm>

調査のサンプルサイズ拡大ができない中で標準誤差を抑えることには限界があり、このため、家計調査の推計方法や調査方法の見直しによる精度改善は引き続き追求しつつも、並行して、家計調査以外のデータを使って家計調査の結果の補完・補強（疑似的なサンプルサイズ拡大）を行い、より精度の高い統計を提供することが現実的な対応として考えられる。こうした観点の下、現在は、毎月の購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を家計調査とは別に家計調査よりも大きなサンプルサイズで調査する家計消費状況調査を行っているところであり、その結果で家計調査を補完・補強した「家計消費指数」を公表している。

### 3 回収状況について

調査対象者として、だれが最終的に回答者となったかについての、基礎データということで、回収状況に関する質問がだされた。具体的には、当初の候補者に断られた場合、調査員はどのような属性に留意して代替の候補者を選ぶのか。最終的な対象者にいたるまでのデータはないのか。訪問回数等について回収状況のような現場の基礎データは共有されていないのか。

また、調査対象者を選出する際の名簿はどのような内容であり、どのような方法で作られたものか。確認したい。

#### <回答>

一般単位区世帯名簿（以下、「名簿」という）の作成に当たっては、以下の手順に基づいて作成している。

- ① 調査員は、国勢調査の調査区に基づいて集出された調査単位区（一般単位区）内を、漏れなく実地に巡回し、居住している全ての世帯について、名簿を作成する。
- ② 名簿の作成にあたっては、実際に世帯から「世帯主職業」など世帯区分（二人以上の世帯の場合は、「農林漁家世帯・勤労者世帯・勤労者以外の世帯」、単身世帯の場合は「男・女」）に振り分けるための最低限の情報を聞き取る。
- ③ 調査単位区内の全ての世帯について必要事項を聞き取った後、調査予定世帯を抽出するため、「世帯区分」ごとに一連世帯番号を記入する。
- ④ 一連世帯番号を記入した後、当該調査単位区全体の世帯区分別世帯数を基に各世帯区分に割り当てられた調査世帯数を、乱数表を使用して無作為に抽出し、調査予定世帯（合計6世帯）とする。

作成した名簿から、調査世帯の選定を以下のように行っている。

抽出された調査予定世帯に調査を依頼する。ただし、調査をどうしても引き受けられない世帯については、できる限り母集団の縮図となるように、最初に抽出された調査予定世帯と同一の世帯区分（二人以上の世帯の場合は、「農林漁家世帯・勤労者世帯・勤労者以外の世帯」、単身世帯の場合は「男・女」）の世帯を調査員が乱数表を用いて無作為に抽出し、代替世帯として調査を依頼している。

この過程で、最初に抽出された調査予定世帯のうち調査を引き受けられなかった世帯については、「準調査世帯票」に基づいて世帯属性等の調査事項を聴取する。代替世帯として抽出された世帯のうち調査を引き受けられなかった世帯については、「準調査世帯名簿」に世帯主の職業、世帯区分、不採用の理由などを1世帯ごとに記入している。

なお、1調査世帯当たりの依頼世帯数は、平成26年平均をみると、二人以上の世帯で3.1、単身世帯で2.7となっている。

平成 26 年平均で見た「実際に調査された世帯と最初に抽出された世帯の世帯属性別分布」については、下表のとおりである。

### ○ 世帯主の年齢階級別分布

表 1 世帯主の年齢階級別分布（二人以上の世帯、平成 26 年）

区 分	構 成 比 (%)		差 (①-②)
	実際に調査された世帯 (①)	最初に抽出された世帯 (②)	
25 歳 未 満	0.2	0.2	0.0
25 ～ 29 歳	1.7	1.4	0.3
30 ～ 34 歳	4.4	4.4	0.0
35 ～ 39 歳	7.3	6.5	0.8
40 ～ 44 歳	9.2	8.9	0.3
45 ～ 49 歳	9.1	8.9	0.2
50 ～ 54 歳	8.3	9.3	-1.0
55 ～ 59 歳	8.9	9.3	-0.4
60 ～ 64 歳	11.4	10.9	0.5
65 歳 以 上	39.4	40.1	-0.7
合 計	100.0	100.0	

※回答が得られなかったものは除く。

### ○ 世帯人員別分布

表 2 「実際に調査された世帯」と「最初に抽出された世帯」の世帯人員別分布（二人以上の世帯、平成 26 年）

区 分	構 成 比 (%)		差 (①-②)
	実際に調査された世帯 (①)	最初に抽出された世帯 (②)	
2 人	43.5	47.9	-4.4
3 人	25.3	23.7	1.6
4 人	21.1	19.3	1.8
5 人	7.5	6.5	1.0
6 人 以 上	2.7	2.7	0.0
合 計	100.0	100.0	

※回答が得られなかったものは除く。

○ 有業人員別分布

表3 「実際に調査された世帯」と「最初に抽出された世帯」の有業人員別分布（二人以上の世帯、平成26年）

区 分	構 成 比 (%)		差 (①-②)
	実際に調査された世帯 (①)	最初に抽出された世帯 (②)	
0 人	22.9	25.8	-2.9
1 人	35.8	33.9	1.9
2 人	32.8	33.1	-0.3
3 人以上	8.5	7.3	1.2
合 計	100.0	100.0	

※回答が得られなかったものは除く。

○ 住居の所有関係別分布

表4 「実際に調査された世帯」と「最初に抽出された世帯」の住居の所有関係別分布（二人以上の世帯、平成26年）

区 分	構 成 比 (%)		差 (①-②)
	実際に調査された世帯 (①)	最初に抽出された世帯 (②)	
持 ち 家	82.1	81.2	0.9
民営借家（含：借間）	13.1	13.9	-0.8
公 営 借 家 （含：都市再生機構・公社）	2.3	3.2	-0.9
給 与 住 宅	2.5	1.7	0.8
合 計	100.0	100.0	

※回答が得られなかったものは除く。

この結果は下記URLで公表している

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/26junchosa.pdf>